

第21代 国会議員在外選挙

在外選挙人用

- 登録締切日：2020年2月15日
- 投票日：2020年4月1日～6日

知ってましたか？

あなたも韓国の国会議員選挙に投票できることを！

韓国国会議員選挙に 投票しましょう！



大韓民国では、2009年2月に公職選挙法が改正され、在外選挙制度が導入されました。これにより、在日韓国人をはじめとする永住在外国民にも韓国の大統領選挙や国会議員選挙（比例代表区のみ）の選挙権が付与されました。

団員の皆さんも是非ご投票いただき、在日韓国人としての権利を行使しましょう。

対象は？

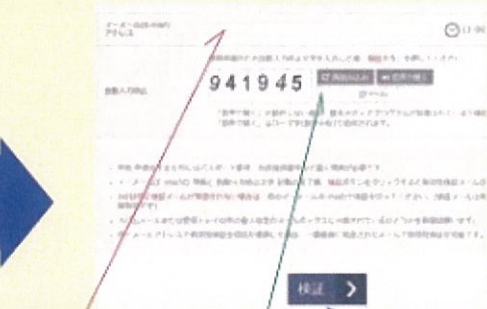
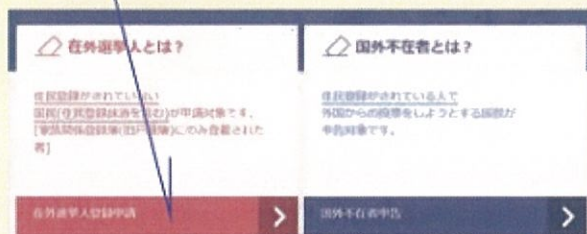
- 👉 大韓民国の住民登録をしていない満19歳以上の大韓民国国民
※日本に居住する特別永住者、永住者等

投票するには？

- 👉 在外選挙人の事前登録が必要です
→ 登録にはパスポート（期限の切れていないもの）が必要です。
パスポートをお持ちで無い方は、登録できません。

●登録方法1 インターネットサイトから登録 → ova.nec.go.kr にアクセス

①サイトにアクセスすると、以下の画面がでますので、**在外選挙人登録申請**のボタンをクリックしてください。



②Eメールアドレスと表示された数字を入力
③検証をクリック

④英字のメールが送られてきますので、URL部分をクリックしてください。登録画面が出ますので、必要事項を入力してください。

※裏面も必ずご覧ください→

●登録方法2 公館（領事館）で直接登録

→ 公館で直接登録する場合、パスポート（期限が切れていないもの）が必要です。

👉 事前登録は締切がありますのでご注意ください。

→ 事前登録締切：2020年2月15日



注意!

前回の選挙で、在外選挙人として登録された方は、新たに在外選挙人の登録をされなくても在外投票ができます。

但し、下記の場合は、再登録または変更届が必要になります。

①過去2回(2016年国会議員選挙、2017年大統領選挙)以上連続で、在外投票を行わなかった方 → 再登録が必要です。

②選挙人登録後に、パスポートを更新された方 → 変更届が必要です。

投票はいつ?どこで?

👉 投票は2020年4月1日(水)～4月6日(木)

→ 基本的には、毎日8:00～17:00まで投票できますが、場所によって時間が違う場合もあります。*土日でも投票できます。

👉 場所は、在外選挙管理委員会が指定した場所です

→ 場所は、管轄の民団地方本部または管轄公館にお尋ねになるか、もしくは、中央選挙管理委員会ホームページ(ok.nec.go.kr)でご確認ください。

投票時の必要書類は?

👉 特別永住者カード(または在留カード)をご持参願います

→ 投票時は、居住国政府発行の身分証明書が必要ですので、パスポート等、韓国政府が発行した証明書では投票できません。

在外選挙に関する詳細は、
右記HPでご確認願います

● 中央選挙管理委員会(日本語可) ok.nec.go.kr

● 韓国外交部(日本語不可) mofa.go.kr

👉 不明な点は、お近くの民団地方本部、韓国領事館にお尋ねください

**在外選挙！私たちの貴重な一票を届けよう！
投票には登録が必要！今すぐ申請・申告を！**

対象別 区分	在外選挙人	国外不在者
対 象	韓国の住民登録がされていない(住民登録抹消者含む)2000年4月16日以前出生の在外国民。(特別永住・永住者等)	韓国の住民登録(在外国民住民登録含む)をしている2000年4月16日以前出生の在外国民。(駐在員、留学生、旅行者など)
申請書式	在外選挙人登録申請書	国外不在者申告書
添付書類	不 要	不 要
必要情報	旅券番号, 生年月日, 父母 姓名, 登録基準地(本籍地), 住所, 連絡処	旅券番号, 住民登録番号, 住所, 連絡処
申請申告 方 法	<p>①直接提出：管轄する総領事館で提出してください。(業務時間：平日9～17時) ※申請者の同意のもと、本人・配偶者と家族関係にある者が代理提出可能 ※国外不在者申告は、申告者の同意のもと、他人の代理提出可能</p> <p>②郵便申請・申告：家族などの一括郵送可。2020年2月15日必着</p> <p>③e-mail送信：1つのメールアドレスにつき1名(本人)のみ申請・申告可能</p> <p>④中央選挙管理委員会ホームページから登録 https://ova.nec.go.kr/cmnm/main.do に接続し、日本語ページの申請画面から申請・申告(スマホは右QRコードから簡単接続) ※申請者本人のメールアドレスが必要です。</p>	
在 外 選 挙 人 留 意 事 項	<p>①永久名簿制の導入により、第18代大統領選挙、第20代国会議員選挙、第19代大統領選挙時に登録された方は、登録申請は不要です。</p> <p>●但し、2回連続で投票できなかった場合、永久名簿から削除されますので再登録が必要。中央選管のHPから永久名簿登載の照会可能です。※下記照会方法参照</p> <p>②本国で住民登録をした方は永久名簿から削除されますので、在外公館で投票する場合には、その都度「国外不在者申告」をしなければなりません。</p> <p>③旅券の有効期限が過ぎた場合には、新旅券取得後に変更登録が必要です。</p>	
国 外 不 在 者 留 意 事 項	<p>本国に住民登録(在外国民住民登録を含む)がされている方は、選挙のたび、限られた期間内にその都度「国外不在者申告」をしなければなりません。</p>	
永久名簿 照会方法	<p>PCは上記の中央選管HPから接続、スマホは右QRコードから簡単接続。 画面下の在外選挙人「永久名簿登載者照会」をクリック、①ハンゲル氏名②生年月日③性別④パスポート番号を入力、「区分」「氏名」「イメール」「受付公館」の画面が出たら終了。 ※「No search result」という画面が出たら再登録が必要です。 ※ハンゲル氏名を入力できない方は民団支部で確認してもらいましょう！</p>	
期 間	2020年2月15日まで	投票日 2020年4月1～6日※本国選挙日は4月15日



**申請・申告をサポートします！
最寄りの民団支部までお問い合わせください！**

<前>

申告・申請書を作成する前に裏面に記載された注意事項及び作成要領を必ず読んでください。

<input type="checkbox"/> 国外不在者申告書 ¹⁾
<input type="checkbox"/> 在外選挙人登録申請書

受付	受付番号	
	受付日付	
	受付者	(署名)

姓名 ²⁾	ハングル	英文 (大文字)			
パスポート番号		※ パスポート番号は左側から記入します。			
身分による区分 ³⁾ ※ 該当する欄に☑を表示した後、記載	<input type="checkbox"/> 住民登録がある人	住民登録番号	-		
		住所 (住民登録表上)	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
	<input type="checkbox"/> 住民登録が抹消された人	抹消された住民登録番号	-		
		大韓民国最終住所地	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
	<input type="checkbox"/> 最初から住民登録がなかった人	生年月日		-	
		登録基準地 (本籍地)	(市、道)	(区、市、郡)	(邑、面) (大路、路、道)
		両親の姓名 ⁴⁾	父の姓名	母の姓名	
連絡先 ※ 必ず点線内に記載	電話番号 ⁵⁾ (家、職場等)	(国番号)	(市外局番)	(電話番号)	
	携帯電話 ⁵⁾				
	電子メール ⁶⁾ (E-mail)				
国外居所 ⁷⁾ (国外で、郵便物を受け取ることができる場所) ※ 必ず点線内に記載	居留国名		郵便番号		
	住所				<input type="checkbox"/> 公館を居所として申告する人 (☑表示した後、「住所」欄に公館名のみ記載) 投票予定公館 ⁸⁾
外国国籍保有可否 ※ 複数国籍者のみ記載	外国の国籍を持っていますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
	国籍保有国名				
	外国国籍 取得事由	<input type="checkbox"/> 出生 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 養子縁組 <input type="checkbox"/> 認知 <input type="checkbox"/> その他 ()			
本人は「国籍法」による大韓民国国民であることを確認し、「公職選挙法」(第218条の4)・(第218条の5)に従い(国外不在者申告)・(在外選挙人登録申請)をし、選挙権等を確認するための家族関係登録情報、住民登録情報、受刑情報、パスポート情報等の個人情報の活用にご同意します。					
年 月 日					
(申告人)・(申請者) ⁹⁾ :				(署名 又は 捺印)	
中央選挙管理委員会 殿 ○ ○ 区・市・郡の長 殿					

※ 国外不在者申告と在外選挙人登録申請は、在外公館に申告・申請書を提出(訪問、郵便、電子メール)、又はインターネットのホームページ(<http://ova.nec.go.kr>)でもできます。